

# 岐阜県公報

号外 三 令保田卅十一四一十六四

三 次

公 示

岐阜県健康科学センターで使用する電気の需用に関する一般競争入札公取

(健康福祉政策課)

一

岐阜県健康科学センターで使用する電気の需用に関する一般競争入札公取  
岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百  
六十号)第11条の規定によるもの公取である。

令和5年4月11日午後四時

岐阜県安亭町田端

## 1 一般競争入札に付する事項

### (1) 購入物品及び数量

岐阜県健康科学センターで使用する電気(予定期間) 2,214,000kWh

### (2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

### (3) 供給期間

令和6年4月1日0時から令和7年3月31日24時まで

### (4) 供給場所

各務原市那加不動丘一丁目1番地 岐阜県健康科学センター

## 2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)に登載されている者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日

令和5年12月26日

(3) 六 叙

から入札の日までの期間内に受けでないこと。

(4) 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けでないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(5) 岐阜県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に該当する者であること。

(6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(7) 本公告に示した物品及び数量を確実に納入し得ること。

### 3 入札手続等に関する事項

#### (1) 担当部局

〒504 0838 各務原市那加不動丘一丁目1番地

岐阜県保健環境研究所総務課管理調整係

電話 058 380 2100

#### (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 令和5年12月26日（火）から令和6年1月12日（金）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前9時30分から午後5時まで

イ 交付場所 3の(1)に同じ。なお、電子メールによる交付を希望する場合は、3の(1)まで申し出ること。

#### (3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書を3の(1)まで持参し、又は送付し、競争入札参加資格の確認を受けなければならぬ。

イ

なお、競争入札参加資格確認申請書には、入札説明書で示すところにより、2の競争入札参加資格を証する書類を添付しなければならない。

イ 提出期限 令和6年1月24日（水）午後5時  
期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和6年1月31日（水）までに通知する。

#### (4) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札期日までにおいて、次の場合のいづれかに該当することとなつたときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難になると見込まれるとき。

ウ その他本件物品供給に着手し、又は本件物品供給を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

#### (5) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和6年2月5日（月）午前10時

（入札を郵便又は信書便で行う場合には、令和6年2月2日（金）午後5時までに3の(1)に必着のこと。）

イ 場 所 各務原市那加不動丘一丁目1番地  
岐阜県保健環境研究所 会議室1

#### (6) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(5)のイの場所において行う。  
（7）契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

#### (8) 入札方法等に関する事項

##### ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

なお、入札者は、本県が示す予定使用電力量と入札者が見積もった単価に従つて計算した総額で行うものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書及び入札金額算定書に記載された金額（以下「入札書等記載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金  
岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第114条各号に該当するときは、免除する。



令和五年十一月一十六日発行

Tel: 058-380-2100

発行者

岐阜県  
岐阜市薮田南1丁目1番1号

編集 岐阜市三輪ふつんぶる十二  
一 岐阜文芸社